

下田市空き店舗活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗の利用を通じてまちのにぎわいを創造し、もって地域経済の発展に資するため、空き店舗を利用して出店する者に対し、予算の範囲内において下田市空き店舗活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 過去に事業の用に供されていた店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設であって、概ね3か月以上継続して事業が行われていないものをいう。
- (2) 出店者 市内の空き店舗を活用して新たに事業を営もうとする者又は現在出店している店舗等の営業を継続しながら市内の空き店舗に出店しようとする者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、出店者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 納税義務がある市区町村において、市区町村税を滞納していないこと。
- (2) 資格や許認可を必要とする業種の場合、事業開始までに当該資格等を有する見込みであること。
- (3) 下田商工会議所の会員であること又は会員となる見込みであること。
- (4) 下田市暴力団排除条例（平成23年下田市条例第10号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

2 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、第8条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けるまでは、補助事業（次条第1項に規定する補助事業をいう。）に着手してはならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 出店する店舗（主として管理事務のみを行う本社、事務所等を除く。）の業種が別表第1に掲げる業種のいずれかに該当する事業であること。
- (2) 補助金交付決定年度内に空き店舗の工事が完了し、営業を開始する見込みがある事業であること。
- (3) 下田商工会議所から補助事業について、事業計画の確認を受けた事業であること。
- (4) 週3日以上営業を行う事業であること。

(5) 3年以上継続して行う事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業である事業

(2) 中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 4 条第 5 項に定める連鎖化事業

(3) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業

(4) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第 2 に掲げるものとする。

（補助事業に係る施工業者）

第 6 条 補助事業に係る改修等を行う場合の施工業者は、市内に事業所を有する業者とする。

ただし、特殊な内外装工事等で市内の事業所では施工できない場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象経費について国、県等から補助金等の交付を受けている場合にあつては、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額とする。）の 2 分の 1 以内の額とし、50 万円を上限とする。

2 前項の規定により算出して得た額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請及び決定）

第 8 条 申請者は、下田市空き店舗活用事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 収支予算書（様式第 2 号）

(2) 事業計画書（様式第 3 号）

(3) 補助対象経費の見積書

(4) 空き店舗の位置図及び施工前の写真

(5) 事業計画確認書（様式第 4 号）

(6) 市区町村税の滞納のない旨を証明する書類（本市に納税義務がない者にあつては、法人の場合は本店所在地の市区町村、個人事業主の場合は居住する市区町村における市区町村税の滞納がない旨を証明する書類）

(7) 誓約書（様式第 5 号）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、下田市空き店舗活用事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付

することができる。

（変更申請及び承認）

第9条 前条第2項の規定により交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、下田市空き店舗活用事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第7号）に変更に係る関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を下田市空き店舗活用事業補助金（変更・中止）（承認・不承認）決定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業の完了の日（以下「完了日」という。）から起算して1月を経過した日又は完了日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、下田市空き店舗活用事業補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

- （1） 収支決算書（様式第10号）
- （2） 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- （3） 改修工事後の施設の内部及び施設の外観の写真
- （4） 開業届出書の写し（税務署受付印のあるもの）又は法人の登記事項証明書
- （5） 許認可を必要とする業種にあつては営業許可証の写し
- （6） 空き店舗の賃貸契約書、売買契約書その他当該空き店舗を使用の権原を確認できる書類
- （7） 下田商工会議所への加入を証する書類
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、下田市空き店舗活用事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知しなければならない。

2 前項の規定により交付確定通知を受けた交付決定者（以下「交付確定者」という。）は、下田市空き店舗活用事業補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- （2） 補助金を他の用途に使用した場合
- （3） この要綱に定める補助金の交付の要件を欠くに至った場合

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反した場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをするときは、下田市空き店舗活用事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により交付確定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付確定者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて別表第3に規定する金額の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付後、交付決定の全部又は一部が取り消された場合

(2) 営業を開始した日から起算して36か月以内に閉店、閉業又は休業した場合

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、下田市空き店舗活用事業補助金返還命令書(様式第14号)により交付確定者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、交付確定者のやむを得ない特別の事由があると市長が認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

(帳簿の保管)

第14条 補助金の交付を受けた交付確定者は、補助事業に係る経費の収支、事業の遂行状況及び経理の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

対象業種一覧

大分類	中分類	小分類
小売業	各種商品小売業	いずれが主たる販売商品であるかが判別できない小売業
	織物・衣類・身の回り品小売業	衣服・服地、寝具、男子服、婦人服、子供服、靴・履物、その他織物・衣類・身の回り品小売業
	飲食料品小売業	各種食料品、野菜・果実、食肉・鮮魚、酒、菓子・パン、その他飲食料品小売業
	機械器具小売業	自動車、自転車、機械器具
	その他の小売業	家具、じゅう器、医薬品・化粧品、農耕用品、燃料、書籍、文房具、スポーツ用品、がん具・娯楽用品、楽器、時計、その他小売業
宿泊業・ 飲食サービス業	宿泊業	旅館・ホテル、簡易宿泊、下宿業
	飲食店	食堂・レストラン、専門料理店、居酒屋、喫茶店等
	持ち帰り・配達飲食サービス業（配達飲食サービス業を除く。）	持ち帰り飲食サービス業
生活関連サービス業・娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、銭湯業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業
	その他生活関連サービス業	旅行代理店、衣服裁縫修理業、写真プリント・現像・焼付業
	娯楽業	映画館、劇場、スポーツ施設
教育・学習支援業	その他の教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、そろばん、英会話、スポーツ等）
医療・福祉	医療業	施術業

備考 対象業種は、統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類を参考とする。

別紙第2（第5条関係）

補助対象経費	内 容
店舗改修費	(1) 内装工事費 (2) 外装工事費 (3) 設備工事費
広告宣伝費	(1) ポスター、チラシ等の印刷費 (2) ホームページ製作に係る費用 (3) 看板の作成及び設置に係る費用 (4) 新聞、雑誌等への広告に係る費用 (5) その他広告宣伝費

別紙第3（第13条関係）

要件	返還額
補助金の交付後、交付決定の全部又は一部が取り消された場合	取消しに係る部分の額
営業を開始した日から起算して36か月以内に閉店、閉業又は休業した場合	$\text{補助金額} \times 1 / 36 \times \text{未経過月数}$ （算定した額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）